

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症（COVID19）は日本全国に拡大しつつあり、愛知県においても北海道に次ぐ多くの方が感染している状況である。感染症の拡大や先の見えない不安は、国民の命や健康のみならず、地域生活や地域経済に大きな影響を及ぼしている。

本市においては、国の要請を受け、感染拡大を防止するために、すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の春休みまでの臨時休校や各種イベントの中止や延期をしているところである。これらは、保護者の休業、事業所の事業活動の低下、観光業、飲食業などの大幅な売上減など地域社会や地域経済を支える様々な活動に多大な影響を及ぼしており、こうした状況が長期化すれば、事業活動の縮小や休業を余儀なくされるなど、地域経済にとって大変厳しい状況が危惧される。

さらに、世界的感染拡大に原油価格暴落が追い打ちをかけた株価下落、急速な円高の進展は、わが国経済のみならず、本市の基幹産業である自動車産業にも大きな打撃を与えることとなる。

こうした状況を踏まえ、政府は3月10日に「緊急事態宣言」を可能にする法案を閣議決定し、国会に提出するとともに2兆円規模の第2弾緊急対応策を取りまとめたが、経済への影響が本格化するのはいよいよこれからで、日本中に広がる自粛ムードで経済活動がストップすることが懸念されるため、国におかれては今後さらに国民の安全と安心を守るとともに雇用の確保と事業活動の継続を最優先に、迅速かつ責任を持って全力で対応いただくことが望まれるところである。

よって、国に対して、新型コロナウイルス感染症対策に関し、次のとおり要望する。

### 記

- 1 感染症の更なる拡大防止と早期収束のため、感染者の徹底した追跡調査を行うとともに、ワクチン開発や治療法の確立に早急に取り組むこと
- 2 国民の不安を払しょくするために、新型コロナウイルス感染症に関する情報を正確かつ迅速に提供するとともに風評被害の防止に努めること
- 3 大企業、中小企業、小規模事業者、個人事業主にかかわらず、事業者の雇用確保と事業継続のため、就労者への支援を含めた、引き続き第3弾、第4弾の緊急経済対応策を行うこと
- 4 学校の臨時休校に伴う生徒児童の居場所を確保するとともに、健康や心のケアへの対策を講じること
- 5 地方自治体が講ずる感染症対策に対し、地域の実情に見合った十分な財政的支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月13日

豊田市議会